

資料-14 各施設の利用形態・利用方法及び利用許可の考え方

施設名	利用形態			利用枠		利用の優先度	利用許可の考え方	予約有無	施設利用予約方法等
温水プール (25mプール)	個人利用				・25mプールのうち個人利用用レーンを確保すること	①	—	×	—
	専用利用	事業者専用利用	要求事業 (スポーツ教室・ 教養講座等)	空間枠	・25mプールのうち、個人利用用レーンを確保したうえで、残りのレーンを活用すること	②	・事業者が自ら実施するため許可は不要 ・事業内容は、事前に市と協議したうえで、市の承諾を受けているものに限る	○	・一般専用利用の予約を受け付ける前に利用枠を確保することができる ・ただし、個人利用の多い時間帯は極力避けること。
				時間枠	・資料16スポーツ教室・教養等講座開催実績を参考にすること。				
		自主事業	空間枠	・25mプールのうち、個人利用用レーンを確保したうえで、残りのレーンを活用すること	③	・事業者が自ら実施するため許可は不要 ・事業内容は、事前に市と協議したうえで、市の承諾を受けているものに限る ・実施内容が目的外の場合目的外使用料を徴収する。	○	・一般専用利用の予約を受け付ける前に利用枠を確保することができる ・ただし、個人利用の多い時間帯は極力避けること。	
時間枠			・要求事業(スポーツ教室)の枠を設定したうえで、残りの枠を活用すること						
温水プール (歩行用プール、子ども用・幼児用プール)	個人利用				・随時	—	—	×	—
トレーニングルーム	個人利用				・随時	①	—	×	—
	専用利用	事業者専用利用	要求事業 (スポーツ教室・ 教養講座等)	空間枠	・全スペース	②	・事業者が自ら実施するため許可は不要 ・事業内容は、事前に市と協議したうえで、市の承諾を受けているものに限る	○	・一般専用利用の予約を受け付ける前に利用枠を確保することができる
				時間枠	・資料16スポーツ教室・教養等講座開催実績を参考にすること。				
		自主事業	空間枠	・区画を設けるなど、一定の範囲を事業者が占有しないこと	③	・個人利用に支障を及ぼさないよう、区画を設け一定の範囲を占有しないもののみ許可対象とする。 ・特定の器具を長時間占有しないよう留意すること。 【許可例】 ・スタッフと利用者のマンツーマンでのトレーニング ・ストレッチスペースの一部を使用したイベント など	×	・予約は必要ないが、利用方法、利用内容について市と協議すること	
時間枠			・時間の制約なし						

スタジオ	専用利用	一般専用利用	各種団体がスポーツ、レクレーション活動を行うための専用利用	空間枠	・全スペース	③	—	○	・一般専用利用については、窓口の他、電話やインターネットによる利用者の利便性に配慮した予約受付を行うこと。
				時間枠	・要求事業(スポーツ教室)及び自主事業の枠を設定したうえで、残りの枠を活用すること				
		事業者専用利用	要求事業 (スポーツ教室・教養講座等)	空間枠	・全スペース	①	・事業者が自ら実施するため許可は不要 ・事業内容は、事前に市と協議したうえで、市の承諾を受けているものに限る	○	・一般専用利用の予約を受け付ける前に利用枠を確保することができる
				時間枠	・資料16スポーツ教室・教養等講座開催実績を参考にすること。				
			自主事業	空間枠	・全スペース	②	・事業者が自ら実施するため許可は不要 ・事業内容は、事前に市と協議したうえで、市の承諾を受けているものに限る ・実施内容が目的外の場合目的外使用料を徴収する。	○	・一般専用利用の予約を受け付ける前に利用枠を確保することができる
				時間枠	・要求事業(スポーツ教室)の枠を設定したうえで、残りの枠を活用すること				
多目的ルーム、会議室	個人利用				・専用利用外で随時	③	—	○	・専用利用時間外は利用者が自由に利用できることとする。
	一般専用利用	各種団体がスポーツ、レクレーション活動を行うための専用利用	空間枠	・全スペース	①	—	○	・一般専用利用については、窓口の他、電話やインターネットによる利用者の利便性に配慮した予約受付を行うこと。	
			時間枠	—					
	事業者専用利用	要求事業 (スポーツ教室・教養講座等)	空間枠	・全スペース	①	・事業者が自ら実施するため許可は不要 ・事業内容は、事前に市と協議したうえで、市の承諾を受けているものに限る	○	・一般専用利用の予約を受け付ける前に利用枠を確保することができる	
			時間枠	・資料16スポーツ教室・教養等講座開催実績を参考にすること。教養講座は複数講座を各講座月1回以上開催すること。					
		自主事業	空間枠	・全スペース	②	・事業者が自ら実施するため許可は不要 ・事業内容は、事前に市と協議したうえで、市の承諾を受けているものに限る ・実施内容が目的外の場合目的外使用料を徴収する。	○	—	
時間枠			・一般専用利用を阻害しない範囲内において、市と協議のうえ、利用枠を設定すること						

※市の専用利用については、要求水準書P.56を参照すること。